

令和2年3月5日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「失語症意思疎通支援者養成研修」について（案内）

県では、失語症者が日常生活に必要な意思疎通を支援する人の養成を目的として、標記研修会を開催します。

つきましては、下記のとおり受講生を募集しますので、案内いたします。

なお、お問い合わせ・応募等につきましては、直接、岐阜県言語聴覚士会へご連絡ください。

記

1 内容

言語聴覚士、理学療法士らの指導で、失語症に関する基礎知識、失語症者への理解やコミュニケーション技法などを習得し、失語症者が日常生活に必要な意思疎通を支援する人の養成をします。

2 研修日程

令和2年5月10日（日）～ 令和2年11月14日（土）までの10日間

3 研修受講資格

- ・満18歳以上で、失語症に関心の高い方
- ・岐阜県内で失語症者の支援が可能な方

4 応募方法・期日

応募期日：令和2年3月31日（先着15名）

応募方法：下記の岐阜県言語聴覚士会ホームページから申し込みをしてください

<http://st-gifu.sakura.ne.jp/平成30年度%E3%80%80失語症意思疎通支援者養成研修/>

5 連絡先

岐阜県言語聴覚士会事務局（高山厚生病院 リハビリテーション科内）

担当：言語聴覚士 山本 TEL：0577-32-1900

連絡先	障害福祉課 社会参加推進係		
係長	丸山	担当	横関
電話番号	058-272-1111 (内線2608)		
FAX番号	058-278-2643		
E-mail	yokozeki-shin@pref.gifu.lg.jp		